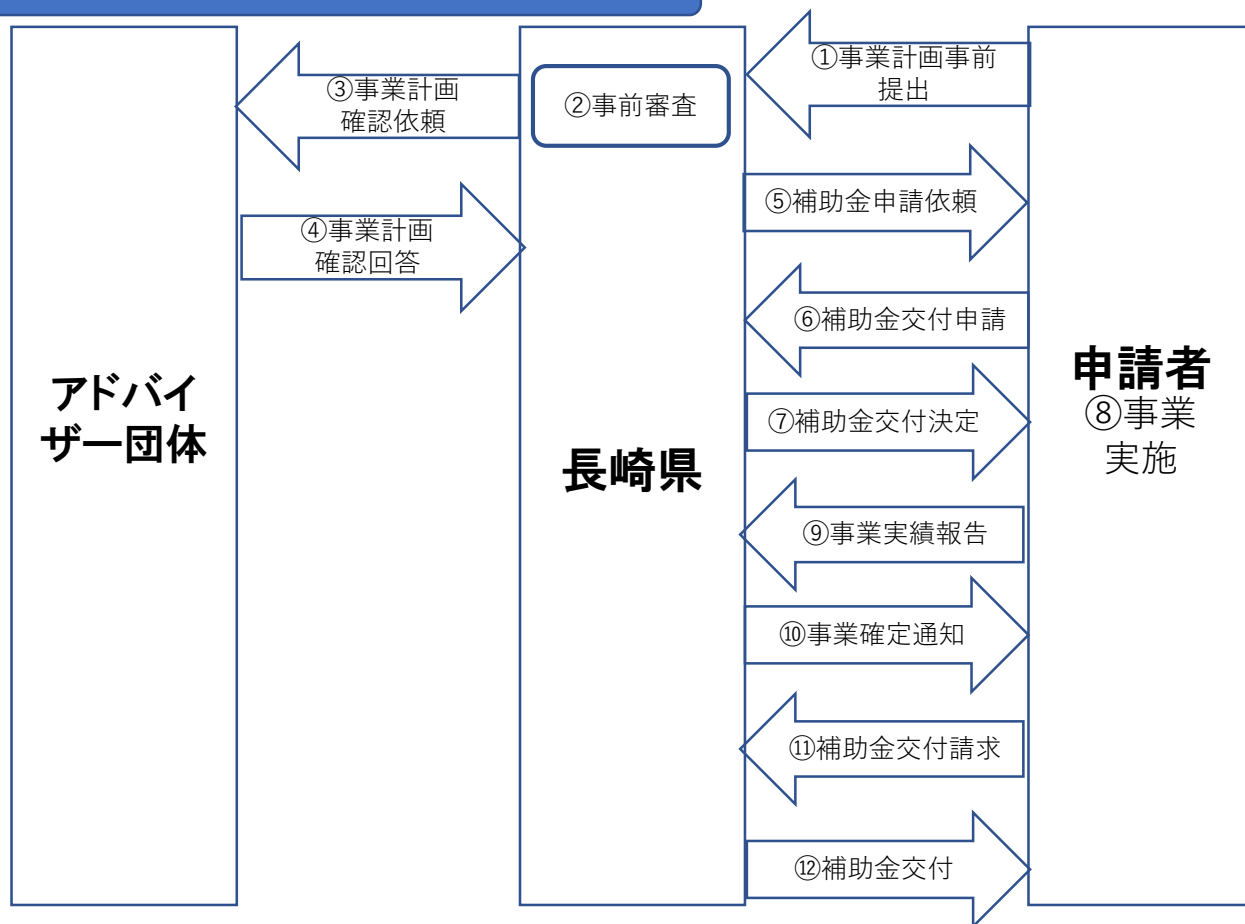


# 宿泊施設安全・安心・快適化促進事業

## ○補助対象事業者

両支援事業ともに、県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者（※）とし、対象施設は旅館業法の「旅館・ホテル営業」の許可を受けている施設とします。※本事業は、中小企業庁補助金を活用するため対象を「中小企業者」としています。

## 事務手続フロー図



## 1. 小規模支援事業（機器購入等）

○補助率：3/4以内

○補助額：5万円以上83万3千円以内

○補助対象経費

・衛生面の改善

（次亜塩素酸NA噴霧器、除菌装置設置等）

・水際対策（非接触式体温計設置） など

上記対策のための物品・備品購入費用

但し、アルコール消毒液等消耗品購入は対象外

## 2. 大規模支援事業（施設改修費用）

○補助率：3/4以内

○補助額：500万円以内

○補助対象経費

・換気の改善（窓枠改修工事）

・食事対策（厨房改修、食事会場改修） など

事業内容に即した取組について必要な「改修工事」費用

但し、受動喫煙防止のための単なる喫煙所改修工事は対象外